⑶　学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限２年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事したもの（平成24年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　学校教育法に基づく大学、大学院若しくは４年制専修学校において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者又は大学において基礎科目を修めて、同法102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、法第７条第２号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成24年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（精神保健福祉士法第７条第２号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（平成20年厚生労働省告示第308号）に掲げる科目）であること。

①　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち１科目
②　社会保障
③　低所得者に対する支援と生活保護制度
④　福祉行財政と福祉計画
⑤　保健医療サービス
⑥　権利擁護と成年後見制度
⑦　精神保健福祉援助技術総論

⑸　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）、専修学校の専門課程（修業年限３年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限３年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う学科若しくは課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成24年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑹　学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限２年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成24年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑺　社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成24年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑻　学校教育法に基づく大学を卒業した者又は施行規則第１条第３項で規定する者であって、法第７条第３号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成24年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑼　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第１条第６項に規定する者であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成24年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑽　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第１条第９項に規定する者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成24年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑾　指定施設において４年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成24年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験申込書　施行規則様式第１により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　受験申込前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ　社会福祉士である者であって、試験科目の免除を申請するものが提出する書類　社会福祉士登録証の写し

ウ　５の⑴に該当する者が提出する書類　大学等の長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院へ入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者にあっては、卒業後、直ちに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。

エ　５の⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、所定の従事期間を満たし次第、直ちに実務経験証明書を提出すること。

オ　５の⑷、⑸、⑹又は⑺に該当する者が提出する書類　精神保健福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、卒業又は修了後、直ちに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

カ　５の⑻、⑼、⑽又は⑾に該当する者が提出する書類　精神保健福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、卒業又は修了後、直ちに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ　第１回から第13回までの精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（法附則第２条の規定により受験票の交付を受けた者及び卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院へ入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、６の⑴において別に定めるものを除き、平成23年９月８日（木曜日）から平成23年10月７日（金曜日）までの間に、財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留によるものとし、平成23年10月７日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。